

第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における 介護サービス基盤の確保及び保険料について

1 第9期計画における介護サービス基盤の確保について

(1) 市の基本的な考え方

- 住み慣れた地域における在宅での生活を支える介護サービスを中心に確保していくことを基本とする。
- 在宅での生活が困難になっている要介護者に対しては、受け皿となる居住系の介護サービスや介護保険施設を適切に確保する。
- 新たな介護サービス基盤の整備は、長期的な人口動態や、将来の介護ニーズの見込に基づき、被保険者の保険料の負担等への影響も踏まえながら検討する。

(2) 国の考え方

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を適切に捉えて、既存施設・事業所のあり方も含めて検討し、介護サービス基盤を計画的に確保していく。
- 介護サービス需要の見込について、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤の整備の在り方を検討することが重要。

(3) 市の方針

国の方針や推計値等を踏まえつつ、介護サービス需要の見込み量及び保険料の影響等を勘案した上で、適切な介護サービス基盤の確保を行う。

2 第9期計画における保険料について

(1) 基本的な考え方

介護保険の財源は、50%が公費、残りの50%は第1号及び第2号被保険者が保険料で負担している。介護保険法第129条第3項において、保険料率は介護サービスの見込み量等に基づいて算定した給付見込額などに照らし、計画期間である3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされている。

(2) 介護保険料の増減要因について

増要因	減要因
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数の増加 ・施設・居住系サービスの整備 ・報酬改定（プラス改定） ・高所得者の保険料の引上げ ・医療療養病床からの介護医療院への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費準備基金の取崩し (R4年度末:約20.5億円) ・報酬改定（マイナス改定） ・低所得者の保険料の引下げ ・利用者負担の割合の検討

(3) 市の方針

これまでの実績を基礎としながら、介護サービス種別ごとの利用者数の伸び等の分析を行うことで、第9期計画期間の介護サービス見込み量及び給付費を推計し、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する。